

(仮称)三郷市自治基本条例づくり 庁内検討会議
第4回 グループワークの記録

平成20年12月15日(月)午後1時15分～16時30分

出席者 並木総務課長 田中企画調整課長 前田財務課長 加藤市民生活部参事
柿沼福祉課長 関根環境経済部参事 大久保都市計画課長(中島補佐代理出席)
相澤会計課長 中村学校教育部副部長 中村消防本部参事
小澤監査委員会事務局次長 金子議事課長
事務局 日暮企画調整課主任

1. 内容の変更について

(1)前文

【用語や全体の構成等について】

- ・ あまり長文にせず、コンパクトにまとめたい。
- ・ 平易な文章で、どの世代が読んでも違和感のないものにすべき。
- ・ 行政用語、新しい言葉は使わないほうがよい。
- ・ 目的、理念、地勢、目標、制定の宣言という5段落にしたらどうか。
- ・ 読みやすくするため、二重否定は使うべきではない。
- ・ 「コミュニティ」だけが外来語であり、「地域社会」と変更できるのあればそのほうがよい。
- ・ 「囲まれ」「低地」はマイナスのイメージを持たれるので変更すべき。
- ・ 「先人たち」ではなく「多くの先人」とすべき。
- ・ 「癒し」は若者言葉という印象がありふさわしくない。
- ・ 「…地帯として拓かれ」という表現は間違いではないか。

【第1段落について】

- ・ 第1条(目的)「だれもが安心していきいきと暮らせる豊かな地域社会」との文章表現に整合を図るべき。

【第2段落について】

- ・ 「…の環境と、その精神を受け継ぎ」を「…の環境と…の精神を基盤として」と変更したらどうか。
- ・ 「…の環境と…の精神を基盤として」では文章としておかしいのではないか。
- ・ そもそも「…の環境を拓き守ってきた精神」というのが理念としてふさわしいかどうか。
- ・ 「自主自立の精神」とすることを提案するが、他によい言葉はないだろうか。

【第3段落について】

- ・ 地勢・歴史に触れる必要があるのか？
- ・ 地勢についての文章は、例えば中学生でも読み始めやすいので、冒頭にもってくるほうがよい。
- ・ 稲作が産業となったのは江戸時代であることから、稲作に焦点を当てるなら江戸時代以前に時代をさかのぼる必要はない。
- ・ 歴史的な正確さよりも、イメージが伝わることを重視すべき。時代を特定せず、「古くは」などとしてもよい。

- ・ 江戸川、中川は新しい時代の河川、名称であるので、誤解を持たれないよう整理が必要。現在のこととして記述すべき。

【「住宅都市」という用語について】

- ・ 「住宅都市」ではなく、工業、商業、物流など産業の発展も視野に入れて、「住宅産業都市」としたらどうか。
- ・ それらの産業は、住宅都市の一機能に含まれると考えられ、特に記載することもないのではないか。
- ・ 稲作地帯であり農耕文化を持っていることは三郷市のアイデンティティとして根強い。
- ・ 住宅都市に真の自立はあり得ないという考え方もある。
- ・ 三郷市の産業は市の政策として誘致しているものではなく、民間によるものであるので、市を紹介する文章としてふさわしくない。

【「持続可能」という用語について】

＜使うべきでない＞

- ・ 流行り言葉ではないのか。そうであるとすれば、この用語は使うべきではない。

＜前文には必要な概念である＞

- ・ 環境分野だけの言葉ではなく地域社会を巻き込んだ概念であり、前文には必要な言葉だと考える。

(2)行政サービスを受ける権利

【「行政サービスを受ける権利」を追加すべき】

- ・ 市民が市政に参加し、条例改正等を行うことで新しい行政サービスを創出できる、という仕組みを考えると「行政サービスを受ける権利」を規定することは望ましい。

【市民等の権利の順序について】

- ・ 知る権利、参加する権利、行政サービスを受ける権利という3つの市民等の権利は、どのような順番で規定すべきか。
- ・ 自治の基本的なものから、この条例において重要なものから、条例の体系に合わせて、という3つくらいの方法が考えられる。
- ・ まず情報があり、参加し、行政サービスを受ける、という順番も考えられる。

【行政サービスを受ける権利(第6条)と納税等の義務(第8条)の関連性について】

- ・ Value for Money の視点を持ち、税収に見合った価値を行政が生み出すべきである。そのため、第6条と第8条の関連を強調したい。例えば「負担に相応しい行政サービスを受けることができる」など。
- ・ どちらの条文にも「条例又は法令の定めるところにより」とあり、また、「第1節 市民等の権利」「第2節 市民等の責務」と別になっていることから、このままでよいと考える。

【「法令」の示す範囲について】

- ・ 「法令」とは、広義では条例や規則を含むので、「条例又は法令」という表現は不適切である。
- ・ 狭義では「法令＝国等の法律」という意味があるので、このままでもよい。

【第8条「分任」について】

- ・ 第8条に「市政に要する費用を租税等により分任する義務を負う」とある。「分任」とはお金以外も含み、「分担」とはお金での負担を示すと考えると、「市政に要する費用等を分任する…」とすべき。
- ・ 一般的でないので、「分任」以外の用語を使ったらどうか。

(3) 議会と市民の関係について

【第12条(市議会議員の責務)の追加について】

- ・ 議会の議決行為だけでなく、市議会議員それぞれの活動について、政務調査費の使途も含めて説明責任を果たすことは重要であるので、追加すべき。

【「市民全体の利益」という用語について】

- ・ 「市民全体の利益の増進」とした方が正確ではないか。
- ・ 特定の個人や団体の利益ではなく「市民全体」を考える、という点を強調すべき。
- ・ 「市民全体の利益」ということは現実ではあり得ないと考えられ、違和感がある。
- ・ 「市民の利益」「公の利益」または「公益の増進」などとしたらどうか。
- ・ 「市政の発展のため」としたらどうか。
- ・ 「市民の利益」では、「市民全体の」「公の」という意味合いが感じられない。現実的には難しいが、大局的な視点からの理念として表現すべきではないか。

【議会への市民参加について(第6章第2節市政への参加)】

- ・ 理念としての「開かれた議会」の実現のためには重要な視点である。
- ・ 第35条(参加の対象)の主語を「市は」として議会も含むことにすると、議会の独立した議決権の侵害になるのではないか。議員定数の削減のための条例もこの対象になるとすると問題があると考ええる。
- ・ 議会と執行機関とは意思決定のシステムが異なるにも関わらず、同じ市民参加のシステムを当てはめると無理が生じる。そのような提案を執行機関側からすることは不適切と考える。

(4) 議会と執行機関の関係について

【第13条(市長の責務)第5項の追加について】

- ・ 議会事務局の強化や議会への予算措置などが想定されるが、条文からはどのような措置を行うのかがわかりにくい。
- ・ 三郷市では数年前に議会事務局体制の強化を図ったが成果はどう評価されているのか。
- ・ 近年、問題になっている政務調査費の拡大を意図したものと誤解されかねないので追加しないほうがよい。

【第22条(説明責任)の追加について】

- ・ 文案では、説明する相手が議会であることが読み取れないので修正すべき。
- ・ 議員同士の討議による論点の明確化が本旨である。議会と執行機関が対峙する図式は望ましくない。
- ・ 「市民に対する説明責任を議会にも果たす」というシンプルな主旨にしたらどうか。
- ・ 第19条(行政評価)では、「市民等及び議会に分かりやすく公表し」となっている。これと同様に表現したらどうか。

(5) 情報提供に関する制度の創設

【第31条(参加手続の情報の提供)の追加について】

- ・ 単に参加を呼びかけるための情報提供がねらいであるなら、「市政への参加手続に関する情報の提供」という表現は、より多くの情報を提供するように読み取れ、ふさわしくない。
- ・ 広く公平に呼びかけるという主旨から外れないか。
- ・ 「市長が必要と認める場合は、」または「…することができる」などの規定にしておく必要がある。

- ・ 思想信条に関する個人情報の収集と捉えられる可能性がある。
- ・ 自治基本条例に規定しなくとも実施できる内容である。
- ・ 第30条（市政に関する情報の提供）の中に含めて簡単に規定したらどうか。

(6)コミュニティ

【第46条(コミュニティの尊重)の変更について】

- ・ 表現を整理して、自治会やNPOという例示を追加することとする。

(7)附則

（意見なし。基本的に了解する。）

2. その他

(1)国及び県との対等な関係について

- ・ 「県」を「埼玉県」とすべきかどうかについては、法制担当と事務局で整理してほしい。

(2)市民投票について市民にも結果の尊重義務があるか

- ・ 信託を受けた議会と市長が意思決定の際に尊重するものであって、市民がどのように尊重する義務を果たすのか、その必要があるのか不明である。

(3)市政に参加する権利についての「市民」と「市民等」の区別

- ・ 第5条の1項と2項の区別、「市民」と「市民等」の区別は分かりにくいので、改善すべき。

以上